

「家族内財貨移転システムの日仏比較論」覚書 - その1：配布用レジュメ

- - 高齢社会で期待される諸課題（と家庭内無償労働の問題）を意識して - -

（福祉国家プロジェクト研究会：01・11・6：原田）

0 - 1 はじめに

(1) 報告の趣旨

- ・膨大な問題群あり - - 法制度論上、解釈論上、社会実態上・・・
- ・福祉国家プロジェクトとの関連を意識して、法社会的観点から整理

(2) テ - マの位置づけ

1) プロジェクトの課題との関係

2) 幾つかの（ないし多数の）論点ないし着目点

- ・一般的には「家族」が「個人の」自助の前提 - 「自助の単位としての」家族・世帯
- ・その財産・財貨の移転面での制度的な仕組み・基礎的な前提がどう構成されている
- ・日仏の比較の意味と日本の特徴

3) 福祉国家類型論との関係

- ・「家族」を視野に入れることの意味はなにか
- ・日仏比較 - - 日本のもつ固有の「特殊性」の検証の一つの手法

0 - 2 日仏の制度システムの基本的構造の違い（その概要）

(1) 日本：夫婦別産制を前提とする財貨移転システム

- ・その多様な諸局面の制度的仕組み
- ・実態面を含めた若干の特徴

(2) フランスの場合 - - 基本的な相違点

- ・婚姻継続中の夫婦間相互の義務
- ・共通財産制の意義（3種類の財産）と実態 - - cf. かつての夫婦財産契約の意義
- ・共通財産制の内容の変更（所得参与制へ）と合意による夫婦財産制の変更の許容
- ・「相続」（ - 相続財産）の法的観念 - - 英米との違い。日本との比較。
- ・生存配偶者の「法定相続人」としての地位の弱さ：他方、相続における重要な役割
- ・意思的行為（贈与・遺言等）による修正の可能性とその手法
- ・離婚の場合 - - 他方配偶者と未成年子の扱い

1 婚姻と夫婦財産制

(1) 基本的構造

イ) 共同生活体の把握の仕方 - - 婚姻費用の分担（共同）、こどもの養育義務

ロ) 別産制と夫婦財産制

ハ) 共通ないし「共有」財産の把握の仕方 - - 日仏の差異の由来と沿革

ニ) 考え方のベ - スの問題

- ホ) 家事連帯責任と「相互の代理権」(?)問題
- (2) 事実婚とカップル間の財産制(フランスを中心として - - 日本では ?)
- 1) 純然たる事実婚の場合 cf. 日本の内縁
- 2) PACSの場合 cf. 日本の内縁、または、日本の婚姻
- (3) 延長上で生じる問題(フランスの場合)

2 離婚に伴う財貨移転面の法的処理

- (1) 夫婦財産関係の清算と離婚給付の位置
 - ・日本の財産分与と慰謝料の考え方
 - ・フランスの場合
- (2) こどもの養育・扶養義務と履行強制 - - 社会保障上での給付との関係
- (3) 妻にとっての離婚給付の意味と具体的内容
- (4) 離婚の完全な「自由化」を企図する改正法案の意義(フランス)
- (5) 事実婚の場合の法的処理の考え方

3 扶養義務

- (1) 民法上の基本的な原則
 - 1) 二重のグループ・二重のソリダリテ
 - 2) 規定のあり方の違い
- (2) 公序としての扶養義務(フランス) cf. 日本の「私的扶養」という表現
 - ・特則としての「延払賃料」の発想と寄与分制度の異質性
 - ・扶養と相続の「対価的把握」論の評価
 - ・「公的扶養」と「私的扶養」の優劣関係 - - 社会的給付との関係
 - ・老親扶養および家族介護の実態とそれに伴う財貨移転のあり方

4 相続(広義): その1: フランスの場合 - - 生存配偶者を中心にして

- (1) 生存配偶者の状況
- (2) 現状: 無遺言相続の場合には、「並み以下」である・
- (3) 実際の状況・実態面では、一定の「補正・緩和措置」がある
 - 1) 税制上: 相続税の軽減
 - 2) 社会立法では、転換年金
 - 3) 民事法上でも、4つの基本的な制度がある。
 - 夫婦財産制に関して
 - a) 法定財産制としての後得財産共通制(90%)
 - b) 夫婦財産制上の合意を通じる特典の付与: 「包括共通制」への転換が増加
 - 夫婦間無償譲与の優遇措置:
 - 借家法上の特則: 法律上当然に双方が借家契約の共同当事者となる。

生命保険契約の活用：保険金は遺産に入らず、税負担も免除・軽減される

(4) 近年の一連の改革法案の試みと 2001 年の初めの議員提出法律案

・改革法案の内容と特徴 ・その成立の見通しは：

(5) フランスの「扶養と相続の契約的処理」の一つのパターン（後掲参考資料）

5 相続（広義）：その 2：日本について

(1) 現行制度の基本的骨格とその由来

cf: 生存配偶者の生活保障・介護等に関する「相続の意思的・契約的処理」の可能性

(2) 近年の遺言の増加、その実態と特徴、評価

1) 実態に関する若干のデータ（配布資料）

2) 若干の留意点

(3) 「相続させる」趣旨の遺言の最高裁による承認（平成 3 年判決）

(4) 遺留分制度の趣旨と機能

・戦前から戦後への沿革とその理解

・最近の判例の展開と新たな意義づけ

6 税制との関係 - - 日仏の大きな違いあり

7 社会保障制度との財貨移転・償還関係

・日仏の全体的な仕組みとその特徴

・家計を単位としてみた場合の日仏比較

[参考資料] フランスの贈与分割の類型の概要（01・11・6 配布資料 原田）

A：夫婦共同での DP（贈与分割による決済）

1) 法律行為の内容

・夫婦財産の清算行為 - - 各自の財産の確定

・同時にその全体を、子供に分割・贈与する行為（原則として全員の同意）

2) 子供の取り分は確定

3) 親の地位と生活の保障措置

イ) 所有権で確定的に分与する場合

親は子供に、双方が死亡するまでの扶養料等の支払いを義務付ける

(注) 地域差あり

先進地域：

・核家族、別居慣行の地域

・子の取分も、扶養の負担も均等。必要に応じて清算金も利用
西南部等：

- ・大家族、同居慣行のあった地域
- ・あととりの取分を大きくする傾向あり
 - そのために親の分(1/n+1)をあととりに認めるものあり
 - あととりへの資産の集中と他の子への清算金の付与
- ・親の扶養義務(同居扶養)をあととりが引き受ける
- ・その場合の扶養義務の内容(公証人証書の定式化)
 - 同居扶養 / 生活資料の提供 / 金銭での支払い
 - 親の側の選択権()と の免除(同じテ-ブルで同じ食事をすることが、基本要件)
 - には面倒見を含む(元気なときも、病気の時も)
 - 親の「使用権」の留保(部屋、台所、若干の土地など)

口) 親による用益権留保(双方の死亡まで)と虚有権での分割・分与

- ・先進地域で多いが、利用方法、形態は多様
- ・親の生活保障は用益権による
 - 分割だけ決めて実態は何も変化なしも可能
 - あととりに賃貸して賃料収入を得ることも可能 - 引退年金との関係あり
- ・同時に、受贈者への義務も課す
- ・取分も負担も基本的に均分

4) 受贈者の義務違反の場合の撤回の約定と抵当権の設定

B : 父死亡後の遺産分割と母によるDP(贈与分割による決済)

C : 夫婦間贈与があった場合

D : 遺言分割の特徴と利用状況

(以上)